

「当事者・家族から今一度しっかり求めているものは何かを聞いてみよう」

～制度に翻弄され続けてきた今、当事者、家族は今一体何を考えているのか～

梅の香が漂い、少しずつ春を感じられる平成 25 年 2 月 21 日（木）に第 176 回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは『『当事者・家族から今一度しっかり求めているものは何かを聞いてみよう』』です。



最初に特定非営利活動法人自立生活センター ぶるーむ 事務局長 後郷 法文さんからは、「当事者や関係者に地域で生活していくための、必要な障害者の実際の暮らし・制度・資源・サービス・住居・就労等の情報が当事者に伝わっていないことがある」とのこととで、今後、「サービスを受ける当事者としてだけではなく、自分たちからそれらの情報を発信していきたい」とのことでした。そして、「『障害程度区分が医療モデルに沿った基準ではなく、社会モデルにあった障害支援区分になること』と、『総合支援法に変わることでのメリット』に期待していきたい」とのことでした。

次に、北九州市自閉症児者の未来を考える会 事務局長 北田 ひさ子さんからは、措置制度、支援費制度、障害者自立支援法と目まぐるしく制度改革が行われている中での、メリット・デメリットとして『応能負担の継続』、『障害支援区分の見直し』、『障害特性に配慮した情報提供のあり方』、『相談支援事業の拡大・充実』、『相談支援専門員の人材育成』『相談支援専門員の人材育成』『発達障害者支援センターの強化』、「親亡き後、障害のある子どもたちが安心して地域で生活できるようなシステムづくりが必要」と、強い願いと想いが込められたお話をされました。



続いて、特定非営利活動法人 北九州市視覚障害者自立推進協会 あいづ 事務局長 高 清秀さんからは、「これまで制度に翻弄された意識はないが、運用・制度上の問題点をあげればきりがなく、現在総合福祉法の中に視覚障害の障害特性に限定された内容がなくてとても残念だと感じている」と前置きされた上で、「相談支援専門員やケアマネジャー等、相談を受けて調整する人たちの『役割の充実』、現状の認定調査では“できる・できない”の二者択一であり、それだけでは生活の困難さが分かりにくく、『認定調査項目の見直し』と、家族支援を前提としない『社会サービスの創出』が必要と考えている」とことで、視覚障害のある人たちも含めて「意欲が持てる社会になってほしい」とのことでした。

最後に福岡県難病団体連絡会 幹事 山田 貴代加さんからは、難病と言われる対象疾患は 130 疾病あり、「障害が固定する難病は障害者手帳が交付されるが、障害が固定しない疾患は障害者手帳が交付されないことや、重症・軽症で判定された支援区分制度の区分のままサービスを受けようとする時にしつこい」という課題をあげていただきました。「相談員の育成も必要だが、『ピアカウンセリングの必要性・重要性を再認識してもらいたい』、『マンパワーを引き上げて欲しい』」とのことでした。



4 名の方の発言を受け、北九州市障害福祉課係長 矢野 一智さんから「研究会で出された意見については障害福祉課に持ち帰り共有したい」「今後も皆さんと真摯に意見交換していきたい」との言葉を頂きました。そして「国に対して市から要望していき、末端の方の意見も反映させていきたい」との言葉で締めくくられました。

今回の支援研究会では、様々な障害当事者の方に発言者になって頂きました。当たり前のことですが、障害をひとくくりにしては解決しない課題が多くあり、それぞれの障害特性を理解していく必要があることを強く感じました。そのためには「障害当事者を取り巻く社会環境は、どうあるべきか」を当事者の立場で考えいく必要があることを改めて感じた 2 時間でした。

今回の参加者は 39 名。内 6 名の新規の方にご参加頂きました。ありがとうございました。

※こちらの議事録は北九州市障害者自立支援協議会のホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>

平成 25 年 4 月 1 日から
障害者総合支援法の障
害者の定義に“難病等”
が追加されるんだって。

